

いといかわ市 農業委員会だより

糸魚川ユネスコ
世界ジオパークのまち

vol. 17

2022.8.31



「農業」という新しい世界へ

株式会社東山ファーム
田代 汐里さん(中宿)

農業経験のない田代さんが昨年東山ファームへ入社したのは、同級生が働く東山ファームへ農作業の手伝いに行ったことがきっかけでした。最初は田の広さの単位や肥料の量などが分かりづらく、教えてもらいながら何度も繰り返し覚えるなど苦労したそうですが、現在は原社長を「オトン」と呼び慕い、楽しみながら農業をしています。

会社では主に精米・発送、園芸を担当し、とうもろこし、ジャガイモ、サツマイモなど数種類の作物を育てています。特に「育てていて楽しい」と話すメロンは2棟のハウスで260本を栽培。お盆前頃から収穫が始まり、食彩館にも並んでいます。

農業の魅力や今後について「作物が育つ過程や立派に育ち収穫できた時が嬉しい。健康にも良いし地域の方との世間話も楽しみのひとつ。その魅力をもっと若い人が感じ、増えてほしい。農業女子で女子会もしたい」と笑顔で話してくださいました。

農地を農地以外にする場合には 手続きが必要です

農地を農地以外にすることを「農地転用」といい、農地転用する場合は、農地法の許可が必要です。

農地を農地以外にする

- 住宅を建てる
- 農業用施設を建てる
- 資材置場にする など

転用手続きは2種類あります。

1 農地法第4条

農地の所有者自らが、その農地を転用する場合

2 農地法第5条

農地の所有者から農地を買う又は借りてその農地を転用する場合



※田を畑に変更する場合も届け出が必要です。



農地パトロールを実施しました

農業委員会では毎年、遊休農地や農地の違反転用などの実態把握のため、農地パトロールを実施しています。

今年は7～8月に実施し、農業委員・農地利用最適化推進委員が市内を回り農地を確認させていただきました。

ご協力ありがとうございました。



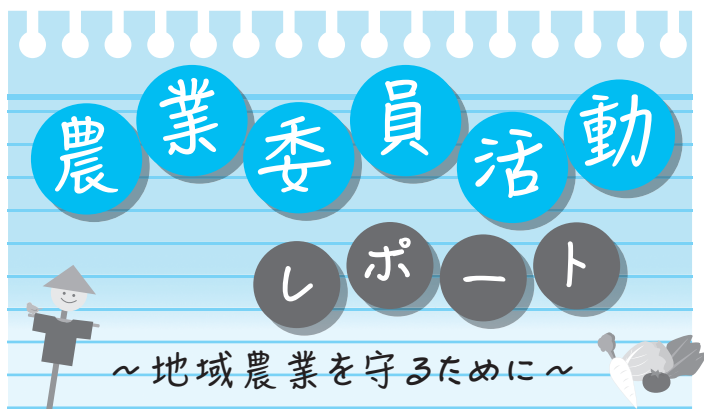
農業の「いま」と「これから」をタイムリーにお届けします



全国農業新聞は、
農業及び農政の現状を中心に、
農業者の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

申込みは 糸魚川市 農業委員会事務局まで

●月4回発行(毎週金曜日) ●購読料/月700円



農業委員
樋口 佐登子

せねば」という問題意識や想いをひしひしと感
じると同時に「農業の未来を守りたい」という
強い信念を感じます。

さて、世界ではウクライナ波及で休耕すべき
小麦畑を稼働させねばならぬ現状と、その小麦
に頼っている日本。「米を粉にして麺・パン・
お菓子などに代用する仕組みをもっと加速して
欲しい。そんな商業との橋渡しなら私にもでき
るかもしれない」と、微力ながら農業のために
役立つことを探し続けています。

この先、女性委員の登用が増え、縁の下の力
持ちである嫁・母・娘・おばあちゃんとの情報
交換や異なる視点からの多様な意見を通じ、新
たな情報網の確立や農業者の支援、地域や組織
の活性化につながる事を期待します。

農 業 者 年 金

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます。

- ・ 60 歳未満（国民年金任意加入者の場合は 65 歳未満）
- ・ 年間 60 日以上農業に従事している
- ・ 国民年金第 1 号被保険者（保険料免除者を除く）

特 徴

- 保険料は全額社会保険料控除の対象
- 生涯受け取ることができる終身年金
- 仮に 80 歳前に亡くなられた場合は、ご遺族に死亡一時金が支給されます。

40歳までの加入なら一定要件を満たせば保険料の補助が受けられます

一定要件を満たせば、月額最高 1 万円の保険料補助が受けられます。
(35 歳以上の方は月額最高 6 千円)

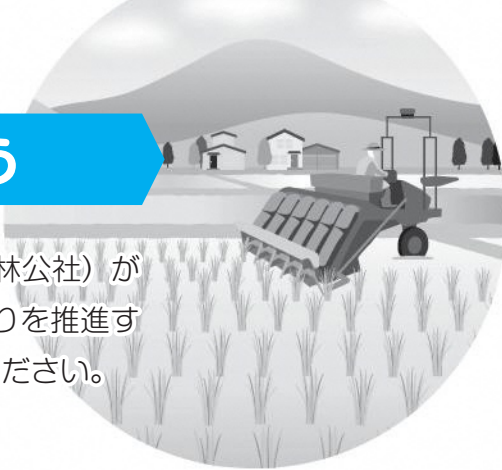
後継者がいなくても受給できます！

現在の農業者年金は、自ら積み立てた保険料とその運用益から決定した年金を受給する
確定拠出方式です。後継者がいなくても、後継者がサラリーマンでも、将来受給する
年金額に影響はありません。

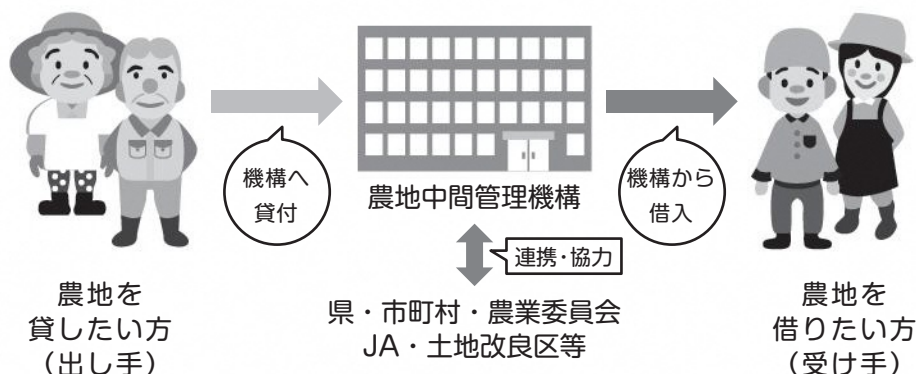
※特例付加年金の受給には「経営継承」が必要ですが、後継者が専業農家である必要はなく、第三者への農地貸付による
経営継承も可能です。

農地中間管理事業を活用しよう

農地中間管理事業は、農地中間管理機構（公益社団法人新潟県農林公社）が出し手と受け手をつなぐ中間的な受け皿として、農用地等の貸し借りを推進する事業です。市農業経営支援センターが窓口となりますのでご相談ください。



1 農地中間管理事業の仕組み



2 対象となる農用地等

- ◎利用可能な農用地等であること。
- ◎借受希望者の状況等から、農地中間管理機構からの貸付けが確実に行われる見込みがあるもの。



3 手数料について

- ◎出し手、受け手双方から、毎年、賃借料の0.5%を手数料としていただきます。

4 メリット

【出し手農家のメリット】

- 1 公的機関が農地を預かるので安心です。
- 2 機構が確実に賃料を支払います。
- 3 契約期間の終了時に農地が確実に戻ります。
- 4 相続税や贈与税の納税猶予を受けている場合、所定の手続きにより納税猶予が継続されます。
- 5 要件を満たせば、固定資産税の軽減措置が受けられます。

【受け手農家のメリット】

- 1 農地の集積・集約化により、農作業の効率化と生産コストの低減が図られます。
- 2 借りる農地の所有者が複数いる場合でも、賃料は機構への一括支払いで済みます。

【地域のメリット】

- 1 要件を満たせば、機構集積協力金の交付を受けられます。

詳しくは、糸魚川市農業経営支援センターまでお問い合わせください。▶TEL.025-552-1511